

（午前10時51分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 議案第9号 橋本市用品調達基金条例を廃止する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第23 議案第9号 橋本市用品調達基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）この条例を廃止することなんですけど、集中改革プランで見直して、これを廃止することでどの程度の経費の削減ができるようになるということなので今回廃止の提案をされているのかお尋ねをします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）この用品調達基金につきましては、今現在管財課のほうで担当職員を配置しまして、全庁内各課の鉛筆から始まりまして消しゴム等々、そういったものの一括購入を行いまして、それを各課へ用品要求に基づきまして払い出しを行っておるということの中で、今回それを管財課のほうで一括で単価契約をいたします、各市内業者から見積もりをとらせていただいて。そして、単価を定めさせていただいて、あとの購入につきましては各課で購入していただくということで、管財課の今まで用品を担当しておった職員は他の業務のほうへ傾注できると思いますか、他の業務のほうへ業務を分担して事務処理をしていただくということで、結果的には職員の削減につながるというふうに考え

ております。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それはわかりました。そしたら、職員の削減につながるんだということなんですけど、そしたら、あと、これは各課ごとに発注をするということになるんですか。どこかに取りまとめた形になるのか。今まで職員がいらっしやったら、全体の発注量とかをある程度できていたのかなと思うんですけど、それが各課になることでかえって増えたりとか、今まで以上に発注量が増えるとか、そういったことが起きないかなという多少の心配があるんですけど、そのあたりは大丈夫だと思うんですけど、一度答弁お願いできますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）基本的には通常の用品に限っておりますので、通常の勤務体系の中で十分対応可能ということで、業務量の増にはつながらないと、そういうことで、月に各課で購入していただく事務処理については時間的にはほとんどかからないと。通常業務の中で十分対応可能であるということで解釈しております。

（「量は」と呼ぶ者あり）

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）量的なものにつきましては、通常の事務消耗品、それから、あとガソリンとかいろいろあるわけでごさいますけれども、そういったものについては量は絶対的には増えません。それは過去の今までの用品調達基金条例がある中で事務処理を検証した中で動いておりますので、増えることはありません。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番(松浦健次君)今のお話ですけれども、調達する人が増えるということですよ。結局、一元管理しとったのがあっちこっちの場所でそれぞれが調達するというので、その分賄賂とか、そういう危険性が増えると。これはあたり前の話で、その辺のところをきっちりやってもらわんと、かえって具合悪い結果になると思いますので、よろしく願います。

○議長(中西峰雄君) 答弁いいですか。

○4番(松浦健次君) 結構です。

○議長(中西峰雄君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市用品調達基金条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第10号 橋本市消防団員等
公務災害補償条例の一部を改正
する条例について

○議長(中西峰雄君) 日程第24 議案第10号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第11号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第25 議案第11号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）この火災予防条例の一部を改正する条例で、新旧対照表も見ながらお尋ねしたいんですが、近年、国内だけに限らず海外でもこういった個室の火災によって尊い人命が失われたということがあって、この火災予防条例が変わってくるということで解釈したらいいのかなというふうに思うんですけども、一つお聞きしたいのは、今回の第37条3項、個室型店舗の避難管理のところの説明がありまして、この条例が来年の4月1日から施行するわけですけども、経過措置に関しての部分について書いていますよね。それが1年間の後の、要するに23年3月31日までの経過措置ということで、避難通路に関する基準というものが、例えば23年の4月1日からというのはどういうふうに変っていくのか、僕はちょっと理解しにくいので、説明いただけませんか。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（森 正克君）これにつきましては、先ほど上久保議員言われましたように、大阪でありましたカラオケや個室ビデオ等の火災により死者が出まして、避難のときにドアがそのまま外を向いてあけっ放しになっておれば避難のしようがあるということで、この場合、1年間の経過措置、それまでに避難する通路幅等が大きくなればもちろんそれでいいんですが、小さければ23年3月までの間に改修しなさいと。当然、外開きとか、自動閉鎖

のをつけるとか、そういう措置をしなさいということでございます。ただ、自動に閉まる自動閉鎖装置がついておればもちろんいいんですけど、それがなければそれまでに修理をしなさいということでございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）橋本市は、そういったところも僕もあまり知りませんし、現実問題として、個室でそういったカラオケボックスであったりインターネットカフェとか漫画喫茶とかということがあるんですけども、近隣のところに行ったらそういう箇所が24号線沿いでも樫原のほうへ行きますとそういうようなところがあるわけで、将来橋本市にもそういう可能性があるかもわかりません。

この経過措置の増築とか改築とか移転とか、そういうことの工事の中で1年間の経過措置をやるわけですけども、3月31日を超えるとこの条例違反にかかわってくるので、そこら辺のことについては3月31日で適用しないということになっているので、それ以後に関しては、これはきっちりと条例に上がって、37条の2項に入ってくるということで理解したらいいんですね。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（森 正克君）はい、そのとおりでございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今、上久保議員からご質問があったんですけども、大体それでそちらはわかるんですが、そしたら、橋本市内に対象となるような店舗というのはどの程度あるのか。

また、1店舗、多分今休業中なのか、廃業されて、今同じような店舗で居抜きというんですか、それで経営者を募集されているようなものもあります。こういった新規の場合で

も経過措置というのがあるのか。

また、消防のほうで立ち入り検査とかができるのか。また、できるのであればそういった計画について教えてください。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（森 正克君）一点目の橋本市内につきましては、この前まで個室型は1件ありましたが、今は休業というか、この付近で営業しておいたお店なんですけど、今現在橋本市内においてはありません。

それと、高野口管内につきましては、ひょっとしたら、伊都消防管内になりますので把握はしておりませんので。高野口町は確かに漫画喫茶とか、ちょっとあると思うんですけど。

それと、二点目の立ち入り検査等は、今なくなりましたが、事故があった場合はすぐに立ち入り検査を行っております。その後お店がなくなったということなんですけど、指導はしました。

以上です。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今、もちろん、市の消防本部としては管轄外ということなんですけど、これは市の条例ですので、たとえ伊都消防であっても、これは市の条例ということで当然網はかかってくるわけですよね。ですから、そのあたりは答弁できるのかどうかというのは難しいのかもしれませんが。

あと、立ち入り検査ですね。これは事故が起こってからというようなことじゃなくて、起こるのを防ぐためにこういった条例をつくるのであって、ですから、起こる以前に計画的に立ち入り検査とか、そういったものをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（森 正克君）まず最初の一点目なんですけど、高野口町につきましては、今瀧議

員言われましたように、同じように火災予防条例を適用しますので、あるいはまた消防法についても同じですので、当然指導はしているものと思っております。

そして、二点目の立ち入り検査につきましては、この前から東京とかその近辺の居酒屋等の事故がありまして、現在、常時時間の許す限り店舗をずっと行っております。事故がありましてから行っておるということをおっしゃられたら、確かにそのとおりでございますが、常日頃からも店舗等火災危険のあるようなところについては、時間あるいは人員の許す限り行っております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）今、消防長、高野口地区についてはやってくれていると思いますと言うたんやの。火災予防条例をつくる場合、橋本市と合併したさかい高野口町は別やという考え方が違くて、広域でちゃんと詰めてから話を出してきてやらんとやな。高野口町のカラオケボックス2カ所あるけれども、それは橋本市のこの条例にはまりませんよと。何かあったときは伊都消防の責任ですよということになるやろう。

そんなんできてきたらややこしくなるので、やっぱり伊都消防と橋本消防と今連携しているんやから、そこできちんと詰めた話をして、そして広域でも火災予防条例をつくって上げますよと。そして橋本市と同時にやるよということをおっしゃるとかんと、この条例が仮に可決したら、高野口町としたらこれにはまるんかなということになるさかいにややこしくなると思うんやで。橋本市の住民やから。

それで、これを上げるまで、伊都消防は同時に上げていますのか。広域組合で、議会を開いて。伊都消防は広域組合やろう。それを、わからんということないけれども、それは話

し合いがなかったら、橋本市だって、これは橋本市の条例やろう。そやけど高野口地区についてはこれから外れとるわけやろう。はまるか。それをはっきりしておいてもらわなあかん。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（森 正克君）これは橋本市の火災予防条例でございますが、あと構成町が九度山町、かつらぎ町、これなども同じように条例改正は当然されていると思います。そして、橋本市ですので、高野口町は橋本市の条例に適用しますので、それによって伊都消防が指導すると。

きのうでしたか、覚書とか変則体制の支障がこういうところにも出ておるわけでございますが、当然同じ消防法、そして火災予防条例で適用しますので、それで行っております。それで伊都消防は別とか、そういうのはございません。同じような指導はやります。

先ほど、確かにやっているといますとは言いましたが、やっているといますというのか。打ち合わせにつきましては、先ほど言いましたように消防法、あるいは火災予防条例の改正につきましては国から各消防本部に来ますので、それに適用します。その条例によりましてしております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）そしたらいいんやけど、橋本消防署としたら高野口町のカラオケボックスに直接指導に行けないでしょう。行けないですよ、これは。通ってもよ。それをはっきりしとかんと。きちんとこれを通す以上は、うちはここで通したので、もし通してなかったら広域と消防でこの条例をきちんとやって、高野口町についてはきちっとした指導を、橋本市はこの条例で指導に行けないので伊都消防からきちっと行ってくださいよと。

現実に、旧橋本市にはないんだけど、あにはからんや、旧高野口町にはカラオケボックスが2カ所あるわけや。それは指導に行かないかんのやしよ、これができたらよ。もし万が一のことがあっても悪いし。若い子というのか、かなり夜遅くまでやっているというのか、問題がなきにしもあらずなんですよ。国道のところ。橋本市から来たらちょうど右側になるんやけどね。浦之段というところやけど、そのボックスは夜遅くまで若い高校生とか中学生なんかでもあそこへ固まるとるんですわ。ほんでに、そういう指導を行うのに、僕はあまり行ってないけど、条例をつくるのはいいんですけど、伊都消防と綿密に話をして、高野口地区については特にカラオケボックスが2カ所あるので、うちから行けらんのであんだのところから行ってくださいという協定をきちっと結んどいてくださいよと。これ確認しておいてもらわんと、通す以上はやっておいてくださいよということを確認しておきます。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（森 正克君）先ほど答弁させていただきましたように、国からは同じように法律の改正が各消防本部のほうに来ておりますので、当然伊都消防も理解してくれておりますので、この条例が通りましてというか、国のほうの基準によりまして当然今まで消防法も行っております。指導とか、消防法に適用するのに。そして、火災予防条例につきましても伊都消防もわかっておりますので。

今後、今ご意見出されたことをまた伊都消防にも連絡してやっていきます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）これについては、強制的にというんですか、避難所を有効に管理し

なければならぬと。していないところが明々白々にあったとしてもやりなさいという強制力というのはないんですか。また、違反の罰則というのはないんでしょうか。全体の条例がわかりませんので、今こっただけ見て話をしているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（森 正克君）これは火災予防条例によります、強制でございます。指導ではなく強制的にできます。

罰則については、今資料を持っておりませんので、どのような罰則があるかがあれなんですけれども、当然強制になってきて、自動閉鎖装置をつけなさいと。今までなかったところについてはつけなさいということで、答弁を保留いただけますか。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）今のところではっきりしておいてほしいんですが、私思うに、地方分権ですので、国の方向性があっても九度山町と高野町とかつらぎ町と橋本市が条例にずれがある可能性も出てくると思うんです。

私の言いたいのは、橋本市の条例のもとに伊都消防組合は高野口町をちゃんとせなあかんわけでしょう。それをしっかりしてくださいでいいと思うんです。高野町域は高野町の条例のもとに伊都消防組合はちゃんとせなあかんわけですからという解釈でいいので、その辺だけはっきりしておいていただけたらいいんじゃないかなと思うんですけれども。その辺ははっきりさせといてもらったほうがいいと思いますので、してくださいと違って、橋本市の条例のもとに高野口町はちゃんとすべきであると。だから、してもらわなあかんということで、強く言うていただけたら私はすっとするんですけれども、答弁よろしくお願

いします。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（森 正克君）今まででも高野口町に関しては伊都消防が消防事務につきましては、旧橋本市は橋本消防と同じようにやってくれています。そして、今後も当然伊都消防に、要望といったらおかしいけど、同じように歩調を橋本市と合わすようにしていきます。

それと、先ほど井上議員からおただしがありました、伊都消防の条例改正については2月議会に上程するという事です。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第11号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。